|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | ＪＭＩＴＵ大阪地本 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | (1)賃上げ  ・一律40,000円以上＋格差是正、時給労働者は時間額250円以上  ・年齢、派遣、請負労働者を含め、雇用形態にかかわらずすべての仲間の賃上げ  　・一律賃上げに加え、女性、継続雇用者・パート・契約社員などの格差是正  　・中高年頭打ちの賃金の是正  (2)企業内最低賃金  　・パート、派遣・請負などを含め、企業内ではたらくすべての労働者を範囲とする「企業内最低賃金協定」の締結  　・企業内最低賃金は、月額225,000円以上、時間額1,500円以上  (3)初任給  　【高卒】225,000円以上　【大卒】240,000円以上  (4)年齢別最低保証賃金  　・22歳：240,000円以上　・35歳：350,000円以上　 ・45歳：400,000円以上  ・59歳：480,000円以上 ・定年後継続雇用者：60歳到達時の賃金維持  (5)均等待遇の要求  　・女性の賃金差別の是正  　・派遣労働者を含め、雇用形態にかかわらず労働時間以外は正社員と同じ賃金・処遇とすること  ・「均等待遇」を口実にした正社員の賃金・労働条件の引き下げを行わないこと  　・男女の賃金格差の情報開示  (6)奨学金返還支援制度の創設 | | 【労働時間短縮】  (1)労働時間短縮を重点要求として位置づけ、賃上げと時短をセットにして人間らしい生活の実現をめざす。  (2)人間らしい生活を実現するために、とりわけ「ジェンダー平等」の立場から家事・育児・介護などの時間を確保するため  にあとどれだけ時間が必要かという視点に立って一日の労働時間の短縮要求をねり上げる。そのうえで、職場の要求に基  づき、休日増や年次有給休暇の要求などを組織する。  (3)残業削減に取り組み、時間外規制や法定（月45時間・年間360時間）を超える特別条項の廃止など３６協定改善の要求を  組織する。  (4)統一要求基準  ・賃下げなしの一日の所定労働時間短縮  7時間30分に達していないところは7時間30分、達成しているところは一日7時間をめざす。  　　・時間外労働規制  一日2時間、週6時間、月20時間、年間150時間の時間外規制、月45時間、年間360時間を超える「特別条項」の廃止 |
| 一時金関連 | 春闘交渉時 | ― |
| 季別交渉時 | ― |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 2月21日 | 3月6日 | 3月7日（第１次統一スト）、3月14日（第２次統一スト）  3月22日（第３次統一行動）、4月10日（第４次統一行動） |
| 夏季 | ― | ― | ― |
| 年末 | ― | ― | ― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。